

被扶養者の申請に必要な添付書類一覧表

被扶養者の状況 (該当するものは、)	同居・別居どちらでも可						同居が条件				必要な添付書類の名称 ①「(原)：原本提出 (写)：写し提出」が必要です ②「被扶養者(異動)届」には、必ず認定対象者の個人番号をご記入願います。	
	配偶者	子			実父母	祖父母	兄弟姉妹(孫)		義父母	甥・姪		
		16歳未満	16歳以上学生	16歳以上学生以外			16歳未満	16歳以上		叔(伯)父母		16歳未満
申請されるすべての方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	世帯全員の続柄が記載された住民票(個人番号の記載がないもの※1)(原)
「配偶者、16歳未満の子、16歳以上学生の子」以外の方				●	●	●	●	●	●	●	●	「被扶養者現況表」(組合指定用紙)(原)
別居されている方				●	●	●	●	●	(認定できません)			直近の送金証明※2(原)、世帯全員の続柄が記載された住民票(個人番号の記載がないもの※1)(原)
「配偶者が被扶養者でない」場合の子供	●	●	●									夫婦両方の所得証明書(源泉徴収票、所得証明書)(原)

学生の方(夜間部、通信制を除く)	●	●					●	●				●	●	在学証明書(原)または学生証(写)※3
1年以上無収入の方(学生を除く)	●			●	●	●		●	●	●			●	所得証明書(原)
「被扶養者に認定されていない方」が同居されている場合					●	●	●	●	●	●	●	●	●	同居している方全員の所得証明書(原)
1年以内に退職された方(直近の所得証明書の給与収入が記載されているとき)	雇用保険に未加入の方	●	●	●	●	●		●	●	●			●	退職・派遣登録抹消証明書(組合指定用紙)(原)
	失業給付の待機・給付制限期間中の方	●	●	●	●	●		●	●	●			●	雇用保険受給資格者証(写)
	失業給付の手続きをされない方	●	●	●	●	●		●	●	●			●	雇用保険資格喪失確認通知(写)または「不該当」の記載がある離職票1,2(写)※4
	失業給付の受給を終了された方	●	●	●	●	●		●	●	●			●	「受給終了」の記載がある雇用保険受給資格者証表裏(写)
	受給期間を延長された方	●	●	●	●	●		●	●	●			●	受給延長通知(写) ※出産予定の方は、退職後1ヵ月以内の申請に限り、離職票1,2(写)と母子手帳(写)で対応。
公務員等で失業給付の適用がない方	●	●	●	●	●		●	●	●			●	辞令(写)	
就労中の方(パート・アルバイト等)	●			●	●	●		●	●	●			●	「雇用条件証明書」(組合指定用紙)(原)
年金・恩給	受給中の方	●	●	●	●	●		●	●	●			●	年金振込通知書(写)
	申請中または受給予定の方	●	●	●	●	●		●	●	●			●	年金見込額照会回答票(写)
自営業・個人事業主の方	●	●	●	●	●		●	●	●			●	過去3年分の確定申告書(写)	
廃業された方	●	●	●	●	●		●	●	●			●	廃業届(写)	

外国籍の方または被保険者と苗字が異なる方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	同居：住民票(続柄が記載)(原) 別居：戸籍謄本等(原) 外国人の方：外国人登録証(写)
他の健康保険組合の任意継続被保険者であった方	●	●	●	●	●	●		●	●	●			●	任意継続被保険者資格喪失証明書(原)
父母のどちらか一方を申請する場合で、もう一方の方がご健在のとき					●	●		●	●					扶養の申請をしない父または母の収入確認書類(所得証明書(原)、年金振込通知書(写))
申請対象者の父母がご健在のとき						●	●				●	●		父母それぞれの所得証明書(原) ※年金受給者は年金振込通知書(写)等

国内に住所を有していない方※5	外国に留学する学生の方		●	●										査証(写)、学生証(写)、在学証明書(原)、入学証明書(原)等のいずれか
	外国に赴任する被保険者に同行する方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	査証(写)、海外赴任辞令(写)、海外公的機関発行の居住証明書(写)のいずれか
	就労以外の目的で一時的に外国に渡航する方	●	●	●	●	●	●	●						査証(写)、ボランティア派遣期間の証明(原)のいずれか
	被保険者が外国に赴任中に身分関係が生じた方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	出生や婚姻等を証明する書類(原)
	上記のほか、事情を考慮して、日本国内に生活基盤があると認められる方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	個別判断となりますので、当組合へご相談ください。

上記の書類以外にも、状況により追加の書類提出を求められることがあります。

なお、添付書類が外国語で作成されているときは、翻訳者の署名がされた日本語訳を添付してください。

また、次のような方は、認定できません。

- ・年間収入額が130万円以上であるとき
(60歳以上、または障害年金受給者は180万円以上)
- ・被保険者の収入の2分の1以上の収入があるとき
- ・別居の方で、被保険者からの送金額を上回る収入があるとき
- ・失業給付、傷病手当金、または出産手当金等の受給金額が認定基準額を上回るとき
- ・子の申請において、配偶者の収入額が被保険者の収入額を上回るとき

注意事項

※1 「被扶養者(異動)届」には、必ず認定対象者の個人番号をご記入願います。

※2 送金証明書とは、「銀行振込の場合」は振込受領書など、「現金書留の場合」はその控えを指します。
(原則1ヵ月分必要。後日実績を確認させていただくことがあります。)

※3 義務教育を終了している高校生以上の方は在学していることがわかる書類が必要となります。
専門学生の方で通年就学であることが学生証にて確認できない場合は、学生証ではなく「在学証明書」をご提出いただく場合があります。

※4 離職票が発行されている方で、就業の意思がない場合には、ハローワークにて「法第4条3項不該当」もしくは「法第13条不該当」の記載を受けた離職票1、2が必要となります。

※5 日本国内に住所があっても、次の目的(ビザ)で滞在する場合には、扶養認定はできません。

- ①病院もしくは診療所に入院し、医療を受ける活動(医療滞在ビザ)
- ②上記①の医療を受ける活動を行う者の日常生活を世話する活動
- ③一年を超えない期間の滞在中の観光、保養、その他これらに類似する活動